

~~有 料 ・ 無 料~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 圍 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

表題の1・2・3・4・6行目を全て抹消してください。
 有料の場合は5行目の「・無料・特別の法人無料」を、無料の場合は5行目の「有料・」「・特別の法人無料」を抹消してください。

① 令和0年00月00日

(ふりがな) かぶしがいしやまぐちろうどう
 ②申請・届出者 氏名 株式会社山口労働
 だいひょうとりしまりやく なががわら たろう
 代表取締役 中河原 太郎

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- ~~8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

有料の場合は、1～6及び8を全文抹消し、7を記載例のとおり部分抹消してください。
 無料の場合は、1～6及び8を全文抹消し、7の「・第33条の3第2項において準用する」を部分抹消してください。

③許可・届出番号	35-ユ-000000	
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしがいしやまぐちろうどう 株式会社山口労働	③欄は、許可申請の場合は空欄にしてください。
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 7 5 3 - 0 0 0 0 やまぐちけんやまぐちしなががわらちよう 山口県山口市中河原町0番地00	電話 083(995)0000 ④⑤欄について、 法人の場合は法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の「本店」欄どおりもしくは主たる事務所の所在地の住居表示を、 個人の場合は住民票どおりに記載してください。
	(ふりがな) ⑥事業所 名称	
(ふりがな) 所在地	やまぐちけんやまぐちしなががわらちよう 山口県山口市中河原町0番地00	

⑦変更事項					
⑧変更前					
⑨変更後					
⑩取扱職種の範囲等	<p><地域>国内・ベトナム社会主義共和国 <職種>全職種 <その他>国外においては出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介</p>				
⑪変更(廃止)年月日					
⑫職業紹介責任者	<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	氏名	住所		
氏名	住所				
⑬変更(廃止)理由 再交付理由					
⑭備考	<p>担当者：総務担当 平川 涼子 083-995-0000</p>				

日本国内で取扱地域の範囲を限定する場合、原則都道府県名又は都道府県名＋市町村名としてください。

取扱職種名の記載については、原則「令和4年版厚生労働省編職業分類」の中分類としてください。

国外にわたる職業紹介を行う場合の相手先国名は、外務省作成各国・地域情勢に記載された名称を用いてください。

~~届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

なお書きは、全文抹消してください。